

●香川県監査委員公表第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成23年4月26日

香川県監査委員	仲山省三
同	鍋嶋明人
同	宮本欣貞
同	都村尚志

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 平成22年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
香川中央高等学校	平成23年1月14日
丸亀高等学校	〃
香川中部養護学校	〃
香川丸亀養護学校	〃
丸亀城西高等学校	平成23年1月18日
琴平高等学校	〃
高瀬高等学校	〃
高瀬のぞみが丘中学校	〃
善通寺養護学校	〃
東部教育事務所（小豆分室）	平成23年1月19日
高松東高等学校	〃
坂出商業高等学校	〃
坂出工業高等学校	〃
教育センター	平成23年1月21日
高松西高等学校	〃
笠田高等学校	〃
観音寺中央高等学校	〃
津田高等学校	平成23年1月24日
石田高等学校	〃
聾学校	平成23年1月26日
図書館	〃
小豆島高等学校	平成23年1月28日
土庄高等学校	〃
高松工芸高等学校	〃
特別支援教育課	平成23年2月4日
生涯学習・文化財課	〃
人権・同和教育課	〃
高校教育課	平成23年2月8日

保健体育課	”
健康福利課	”
総務課	平成23年2月9日
義務教育課	”
西部教育事務所	平成23年3月25日
三本松高等学校	”
志度高等学校	”
三木高等学校	”
高松北高等学校	”
高松北中学校	”
高松高等学校	”
高松商業高等学校	”
高松南高等学校	”
高松桜井高等学校	”
農業経営高等学校	”
坂出高等学校	”
飯山高等学校	”
善通寺第一高等学校	”
多度津高等学校	”
観音寺第一高等学校	”
三豊工業高等学校	”
盲学校	”
香川東部養護学校	”
高松養護学校	”
香川西部養護学校	”
屋島少年自然の家	”
五色台少年自然センター	”
埋蔵文化財センター	”

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算の執行については、特に財務規定を遵守し、厳正かつ適正に行うよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

(ア) 郵便為替による教育職員免許授与等手数料の収納手続に不備があったので、適正に行う必要がある。(義務教育課)

(イ) 施設利用に係る収入について、出納員が現金納付した納付書の科目及び金額に誤りがあり、その結果、使用料が未収となり、雑入に過納金が生じているので、適正に修正する必

要がある。(五色台少年自然センター)

イ 給与・旅費等の支給について

- (ア) 実習助手等の採用に当たり、給与の号給決定に誤りがあり、過年度の返納が生じていた。(総務課・高校教育課)
- (イ) 主任手当について、支給誤りがあるので返納させる必要がある。(香川中央高等学校)
- (ウ) 時間講師勤務に係る報酬について、通勤距離による報酬加算額が1日分多く支給されていたので、返納する必要がある。(多度津高等学校)
- (エ) 臨時職員の賃金について、支給誤りがあるので追給する必要がある。(聾学校)
- (オ) 県外旅費について、変更手続きができていないため、支給漏れがあったので、追給する必要がある。(丸亀城西高等学校)

ウ 支出事務について

- (ア) 学校支援アドバイザー謝金の前渡金の精算について、精算書の作成に不備があった。(東部教育事務所)
- (イ) 保健室常備薬品の購入に当たり、養護教諭から提出された購入伺より多くの医薬品を購入していた。てん末を記載するとともに物品購入伺の変更をしておく必要がある。(津田高等学校)
- (ウ) 燃料代について、支払先を誤って支払っていたものや、消耗品について、私会計(学校徴収金)の債務を誤って公会計(県費)で支払っていたもの(いずれも戻入済み)があった。(坂出工業高等学校)
- (エ) 物品購入について、検収が不十分なため二重払いしていたもの(戻入済み)があった。(香川東部養護学校)

エ 契約について

- (ア) 消防用設備保守点検業務委託について、成果報告書に提出先の名称・提出者の名称・提出年月日が記載されていないとともに、その履行確認が行われていなかった。(小豆島高等学校・香川東部養護学校)
- (イ) 物品の購入について、物品購入伺を作成していないものがあつた。また、3万円を超える契約について、1者からの見積書徴収で足りる理由を付記していないものがあつた。(高松工芸高等学校)
- (ウ) A重油単価契約に係る入札について、競争性の確保の観点から入札方法を改善する必要がある。(屋島少年自然の家)

オ 物品について

- (ア) 学校に寄贈された美術品について、寄附採納の手続きができておらず、占有美術品として管理していた。(高松工芸高等学校)
- (イ) 貸付物品について、指定管理者に貸付物品一覧表と照合させ、毎年度1回以上管理状況を報告させていないものがあつた。(保健体育課)

(3) 検討指示事項

- 生産品の売払収入について、県への収入方法を検討する必要がある。(高校教育課・高松工芸高等学校)